

京都市告示第413号

平成24年10月5日京都市告示第267号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成26年12月1日から次のように改めます。

平成26年11月27日

京都市長 門川 大作

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	305号及び406号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	101号, 201号, 305号 及び406号	0.9321
		その他	0.7821

」

に,

「

勧修寺北市営住宅	第4棟	302号, 401号及び501 号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第4棟	101号, 302号, 401号 及び501号	0.9321
		その他	0.7821

」

に,

「

崇仁市営住宅	第 33 棟		0.7703
--------	--------	--	--------

」

を

「

崇仁市営住宅	第 33 棟	204 号及び 207 号	0.9203
		その他	0.7703

」

に,

「

川西市営住宅	第 1 棟	402 号, 406 号, 408 号 及び 511 号	0.9469
		その他	0.7969

」

を

「

川西市営住宅	第 1 棟	306 号, 402 号, 406 号, 408 号及び 511 号	0.9469
		その他	0.7969

」

に,

「

石田東市営住宅	第 4 棟	202 号, 205 号, 303 号, 404 号及び 407 号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田東市営住宅	第4棟	101号, 202号, 205号, 303号, 404号及び407 号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第1棟	209号及び306号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第1棟	201号, 209号及び306 号	0.9304
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第4棟	502号及び504号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第4棟	106号, 502号及び504	0.9304
---------	-----	-----------------	--------

		号	
		その他	0.7804

」

に,

「

石田西市営住宅	第6棟	103号, 306号, 406号, 506号及び507号	0.9304
		その他	0.7804
	第7棟	101号, 103号, 203号, 402号, 404号, 405号, 501号及び503号	0.9304
		その他	0.7804
	第8棟	102号, 403号及び405 号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第6棟	103号, 201号, 306号, 406号, 506号及び507 号	0.9304
		その他	0.7804
	第7棟	101号, 103号, 203号, 206号, 402号, 404号, 405号, 501号及び503 号	0.9304
		その他	0.7804

	第8棟	102号, 205号, 403号 及び405号	0.9304
		その他	0.7804

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)